

申告期限は3月15日(金)まで 所得税・町県民税の申告はお早めに

令和5年分の所得税の確定申告・令和6年度町県民税の申告の受付が始まります。

町県民税は、1月1日現在の住所地に前年中(令和5年1月から12月まで)の収入や控除など(保険料や扶養等)を申告いただき、この申告をもとに課税されます。この申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの課税資料、所得証明書発行等の資料となります。

この申告を期限内に提出しないと、各種証明書の発行、税・保険料の軽減、医療費・介護サービス・年金等の支給や給付などに支障がでますので、**必ず3月15日(金)までに申告してください。**

申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行いますので、ご利用ください。

①期間 2月16日(金)～3月15日(金)※土・日・祝日を除く

②時間 9:00～16:20まで《事前に予約が必要です》

予約受付期間 2月1日(木)から3月11日(月)8:30～17:00まで電話にて受付ます。

予約専用電話 75-0113

③場所 坂城町役場 第1会議室(役場1階)

④申告相談のときに用意していただくもの

- 1 町県民税申告書・本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳など)・銀行届出印(所得税納付の場合)
- 2 令和5年中の収入がわかる資料(世帯員で申告が必要な方の給与・公的年金等の源泉徴収票など)
- 3 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、「収支内訳書」(事前に作成しておいてください)
- 4 生命保険、個人年金、地震保険(旧長期)、国民年金、社会保険料などの支払証明書など
- 5 医療費控除を受ける方は、「医療費通知書」、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(事前に作成しておいてください)、「おむつ証明書」など
- 6 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書(介護認定で対象となる場合)など
- 7 個人番号(マイナンバー)確認及び記入のため、申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、専従者のマイナンバーカードの写しまたは個人番号(マイナンバー)記載の住民票など
- 8 本人(代理人が申告する場合は代理人)確認のための、マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の保険証など
- 9 代理人が申告する場合は、委任状(申告者の源泉徴収票、生命保険支払証明書等持参の場合は不要)
- 10 税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ・利用者識別番号の通知書

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁HP、町HPからダウンロードできます。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

譲渡所得(土地・建物・株式の売買)雑損控除・所得税の災害減免、国外在住者を扶養する扶養控除、住宅借入金等特別税額控除(初年度)、青色申告、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

※インボイス発行事業者の登録を受けた方は消費税の申告が必要となります。

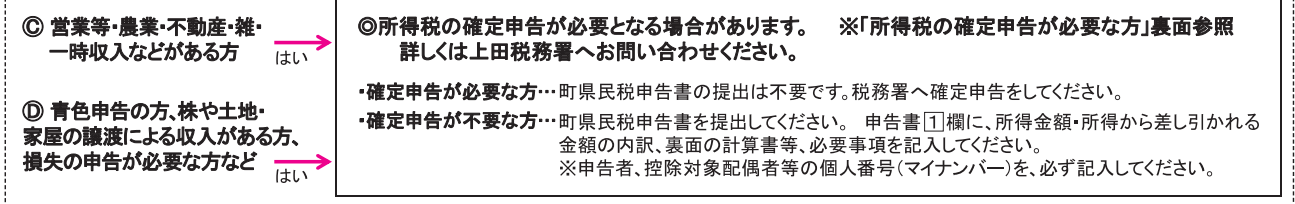
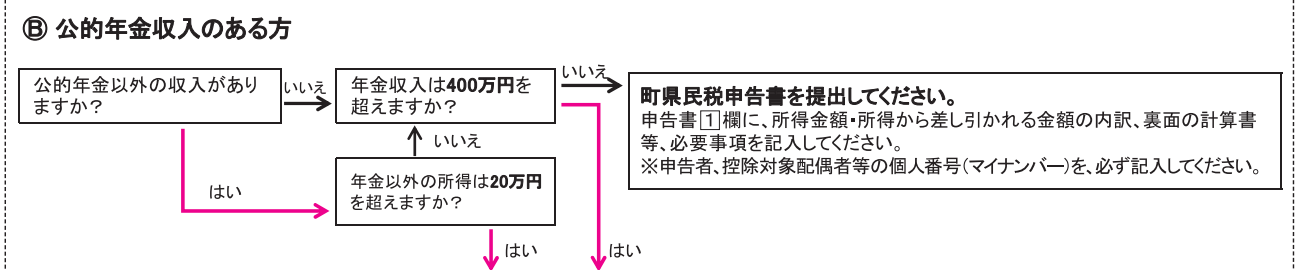
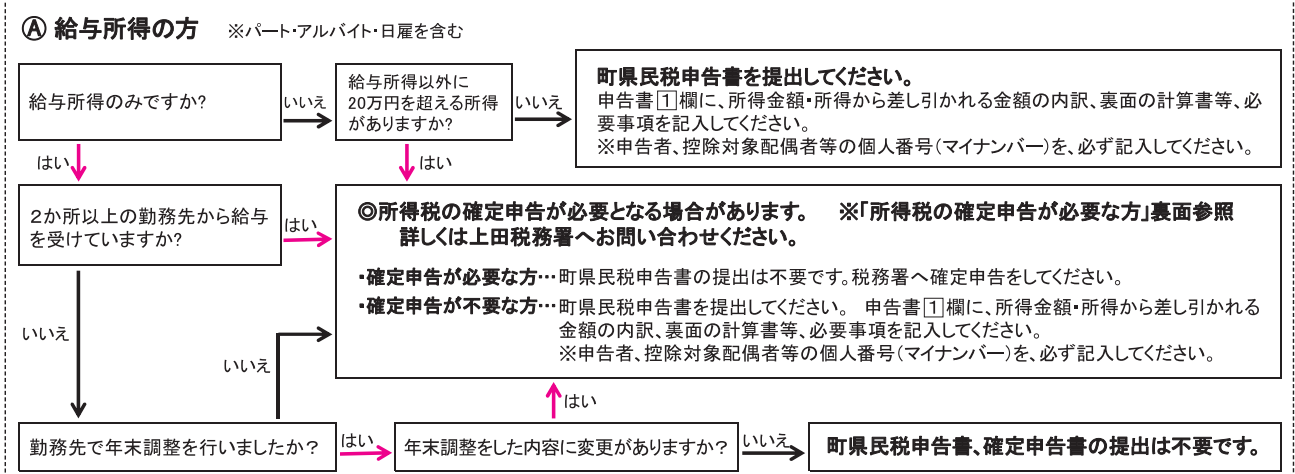
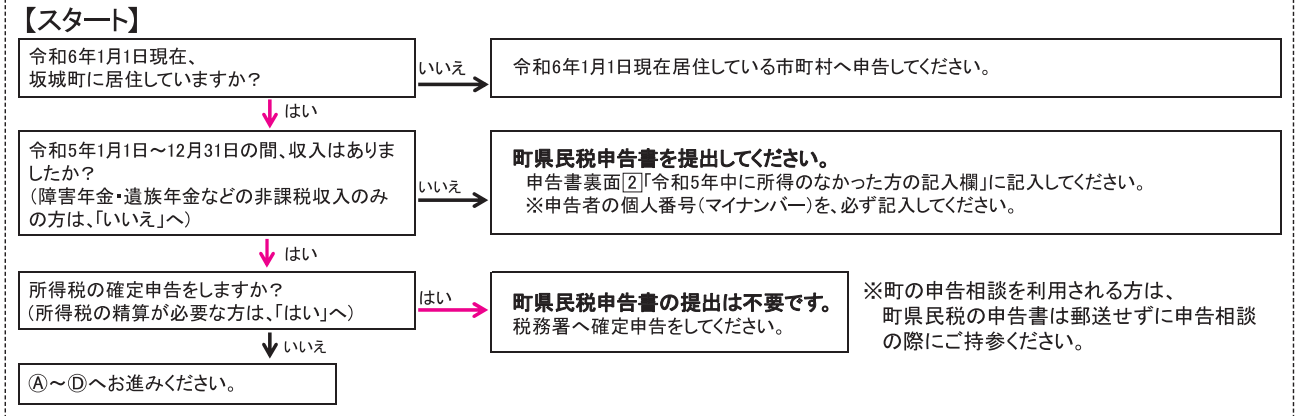
所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

- 1 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える方
- 2 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
- 3 給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をされなかった方
- 4 事業所得・不動産所得・土地や建物、株等の譲渡所得などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
- 5 青色申告の方
- 6 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

確定申告はマイナンバーカードを利用したスマホ・パソコンからのe-Tax申告が便利です。

『町県民税申告・確定申告フローチャート』



(注)上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください。

●申告書が届かなかった方
昨年3月15日までに所得税の確定申告をした方、町県民税を事業所から特別徴収(天引き)されている方で、町県民税の申告が必要な方には、申告書をお送りしますので総務課税務係までご連絡ください。

◇町県民税に関するお問い合わせ
坂城町役場 1階総務課税務係
電話 82-3111(内線143、144)
75-6206【直通】

◇所得税や確定申告に関するお問い合わせ

上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号
電話 22-1234(代表)
国税庁のホームページで所得税の確定申告書が作成できます。
(所得税の確定申告書等作成コーナー-<http://www.nta.go.jp>)
自宅からインターネットで申告できるe-Taxもご利用ください。

令和6年度町県民税申告の手引き

町県民税申告書は2月上旬にご自宅へ郵送します。右記『町県民税申告・確定申告フローチャート』でどんな申告が必要か確認いただき、「町県民税申告書を提出してください」に該当した方は、申告書の提出をお願いします。申告書が送付されていない場合は、税務係にご連絡いただくか町 HP からダウンロードしてご利用ください。

※令和5年中の全ての収入や控除等について、勤務先での年末調整や税務署への所得税の確定申告により確定している方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

【町県民税申告書の送付について】

町県民税申告が必要と思われる方のみ申告書を送付しています（昨年、所得税の確定申告をした方、町県民税を勤務先等で特別徴収（天引き）されている方以外）。

申告書が届いていなくても、申告が必要な場合がありますので、右記フローチャートをご確認いただきますようお願いいたします。

申告の手順

- 1 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入してください。
- 2 現住所欄は1月1日以降、転居などにより住所が変更となった方のみ記入してください。
- 3 収入の状況により、**1**及び裏面（1）～（6）の該当する欄を記入してください。
前年中収入がなかった方は（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
- 4 申告に必要な添付書類（町県民税申告書裏面記載）を添えて提出してください。

申告書の提出

令和6年3月15日（金）までに役場1階 総務課税務係へ提出してください。

※町県民税申告書と同封した返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

申告書の記入について

所得金額（令和5年1月1日から12月31日までのもの）

所得金額の計算方法 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額

収入金額 = 前年中に収入の確定した金額

必要経費 = その収入を得るために支出した費用

営業等・農業所得	・「営業等」と「農業」を分けて記入してください。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 1 ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
不動産所得	・家賃、地代、看板設置権利金などの収入です。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 1 ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
配当所得	・株式等の配当です。 ・配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。								
給与所得	・源泉徴収票（写し等）を添付してください。 ・源泉徴収票がない方は、裏面の「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。								
雑所得	・「公的年金等」欄に年金・恩給の収入金額を記入してください。 「源泉徴収票」のある方は必ず添付してください。所得の計算は次のとおりです。（65歳以上の方は、S34.1.1以前生まれの方です。）								
	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	※公的年金等所得等計算方法 公的年金等所得 = 年金収入金額 × 割合 - 控除額 (*) (*) 年齢等により控除額が異なります
	65歳以上	330万円未満	100%	110万円	65歳未満	130万円未満	100%	60万円	
		410万円未満	75%	27.5万円		410万円未満	75%	27.5万円	
		770万円未満	85%	68.5万円		770万円未満	85%	68.5万円	
1000万円未満		95%	145.5万円	1000万円未満		95%	145.5万円		
1000万円以上	100%	195.5万円	1000万円以上	100%	195.5万円				
・「業務欄」には原稿料、謝礼金、シルバー人材センター配分金、「その他」欄には生命保険契約等に基づく年金などを記入してください。									
総合譲渡・一時所得	・土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得について記入してください。 ・一時所得の欄には生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などについて記入してください。								
分離課税	・公共収用で、特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、所得になりますので買取（収用）証明書を添付し申告してください。								

専従者控除

申告者と生計を一にする親族で事業に6か月以上従事した方が対象です。

控除額は、「一人当たり50万円（配偶者専従者86万円）」か「（事業所得+不動産所得+山林所得）÷（専従者数+1）」の少ない方の金額です。

所得から差し引かれる金額の内訳

前年中に申告者本人が支出した金額（生計を一にする親族のために支出した金額が対象となるものもあります）。

雑損控除	災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。 1. (災害、盗難等による損失額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額)×10% 2. 災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等を必ず添付してください。																								
医療費控除	控除額は、「支払った医療費－保険金等の補てん額－総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額」です。 ※「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。																								
医療費控除(セルフメディケーション税制)	予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部分が控除されます。 控除額は、「特定一般医薬品等購入費－保険金等の補てん額－12,000円(限度額88,000円)」です。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」を必ず添付してください。 ※令和4年度申告から「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」は添付等が不要となりました。 ※「セルフメディケーション税制」と「医療費控除」はいずれか一方を選択します。																								
社会保険料控除	健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額です。 ※国民年金保険料等については支払証明書(領収書)を必ず添付してください。																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。																								
生命保険料控除	生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約の支払掛金がある場合、支払額の一部分が控除されます。 記入する支払保険料は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ※支払証明書を必ず添付してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度(旧23.12.31以前締結分)</th> <th colspan="2">新制度(旧24.1.1以後締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> <td>12,001～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> <td>32,001～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額(上限28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、上記の算式で計算した額をそれぞれの控除額とし合計します。(控除限度額は70,000円) 	旧制度(旧23.12.31以前締結分)		新制度(旧24.1.1以後締結分)		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円
旧制度(旧23.12.31以前締結分)		新制度(旧24.1.1以後締結分)																							
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																						
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																						
15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円																						
40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円																						
70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円																						
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)がある場合、支払額の一部分が控除されます。 記入する保険料支払額は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ※支払証明書を必ず添付してください。 ・地震保険料の控除額は、保険料支払額の1/2(限度額25,000円) ・旧長期損害保険料の控除額は、保険料のうち5,000円までの部分の全額+5,000円を超える部分の金額の1/2(限度額10,000円) 控除限度額は地震保険料と長期損害保険料合わせて25,000円です。																								
寄附金税額控除	・都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日赤長野県支部、長野県内に事務所などがある公益法人など(条例指定分)に対して2,000円を超える寄付を行った場合控除されます。 ※領収書・支払証明書を必ず添付してください。																								

◎ 上記は町県民税の控除額のため、所得税の控除額とは異なります。

主な改正点

配当所得等の申告について、所得の課税方式を所得税と住民税を一致させることになりました。
従来の選択方式は廃止となりました。

扶養控除等の内訳

配偶者控除	令和5年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日現在)で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。 配偶者控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1000万円以下	11万円	13万円									
所得者の合計所得金額	控除額																							
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																						
900万円以下	33万円	38万円																						
900万円超950万円以下	22万円	26万円																						
950万円超1000万円以下	11万円	13万円																						
16歳未満の扶養親族	※合計所得金額が、1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用はありません。 扶養控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>同居している70歳以上の直系尊属</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>19歳以上23歳未満の方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>年少^(注1)</td> <td>16歳未満の方</td> <td>控除額なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 16歳未満の年少扶養親族については、非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入ください。</p>	区分	該当者	控除額	老人	70歳以上の方	38万円	同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円	特定	19歳以上23歳未満の方	45万円	その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円	年少 ^(注1)	16歳未満の方	控除額なし					
区分	該当者	控除額																						
老人	70歳以上の方	38万円																						
同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円																						
特定	19歳以上23歳未満の方	45万円																						
その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円																						
年少 ^(注1)	16歳未満の方	控除額なし																						
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合、所得者の所得金額、配偶者の所得金額に応じて控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																							
障害者控除	あなたの配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族 ^(注2) の対象となっている方が障害者(障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方)の場合は、下記の金額が控除されます。 (注2) 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	普通障害者	26万円	特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円	同居特別障害者	53万円															
区分	控除額																							
普通障害者	26万円																							
特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円																							
同居特別障害者	53万円																							
本人控当欄	申告される方が、下記の控除区分に該当する場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>内容</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>「ひとり親」該当せず合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方</td> <td>普通 26万円 特別 30万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生</td> <td>各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基礎控除</td> <td rowspan="3">合計所得金額</td> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	内容	控除額	寡婦	「ひとり親」該当せず合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方	26万円	ひとり親	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方	30万円	障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通 26万円 特別 30万円	勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円	基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
控除区分	内容	控除額																						
寡婦	「ひとり親」該当せず合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方	26万円																						
ひとり親	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方	30万円																						
障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通 26万円 特別 30万円																						
勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円																						
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円																					
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円																					
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円																					